

申請日において、本市へ転入後3カ月以上1年以内であり、かつ5年以上継続して居住する意思を有している。

YES

本市に転入する直前に連続して1年以上、東京都の特別区内に住所を有していた。

YES

NO

本市に転入する直前に連続して1年以上、東京圏(※1)に住所を有し、東京都の特別区内に通勤(※2)していた。(※3)

YES

本市に転入する直前の10年間のうち通算5年以上、東京都の特別区内に住所を有していた。

YES

NO

本市に転入する直前の10年間のうち通算5年以上、東京圏(※1)に住所を有し、東京都の特別区内に通勤(※2)していた。

YES

NO

NO

NO

NO

交付対象外

※1 東京圏とは東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち条件不利地域(市要綱第2条第1号に規定する地域を含む市町村)を除いた市町村をいう。

※2 東京都の特別区内に通勤していた期間については、東京圏に住所を有しつつ、東京都の特別区内の大学等に通学し、東京都の特別区内に通勤していた者に限り、当該通学の期間を通算することができる。

※3 東京圏に住所を有し、かつ、本市に転入をした日の3月前の日から当該転入をした日の前日までのいずれかの日において連続して1年以上、東京都の特別区内に通勤をしていた場合に限る。

※4 県要領第5の2の(1)に規定するマッチングサイトをいう。

※5 長崎県が定める移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領(平成31年4月26日付け31地づ第59号)をいう。

※6 大村市移住支援金交付要綱(令和2年4月1日告示第77号の3)をいう。

※7 市要綱別表第2に定める要件を満たす、就職及び起業であること。

本市へ転入後の働き方について、以下のいずれかに該当する。

YES

就業

エヌナビキャリア(※4)に掲載していた求人に応募し、対象法人との新規雇用契約後、県内で勤務し、かつ、今後5年以上継続する意思を有している。

創業

申請日から直近1年以内に、県要領(※5)第6に規定する創業支援金の交付決定を受けている。

プロフェッショナル人材事業
先導的人材マッチング事業

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業による新規雇用契約後、県内で勤務し、かつ、今後5年以上勤務する意思を有している。

テレワーク

所属企業等からの命令ではなく、自らの意思で本市へ転入し、転入前と同様の業務を引き続き本市にてテレワークにより実施している。

関係人口

市要綱(※6)別表第1に規定する関係人口に該当し、大村市内で就職又は起業(※7)している。

交付対象となる可能性があります。
詳細の要件確認が必要ですので、企画政策課 地方創生推進室へご相談ください。

※予算の範囲内で交付します。交付の要件を満たす場合でも、交付できない場合があります。